

監 査 報 告 書

平成17年 6 月27日

国立大学法人千葉大学

学 長 古 在 豊 樹 殿

国立大学法人千葉大学

監事 赤 岩 英 夫



監事 早 川 吉 春



私ども監事は、国立大学法人法第11条第4項及び独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）の平成16年度の業務及び会計について監査を行いましたので、その結果につき次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

監事は、役員会その他重要な会議に出席するほか、本学の各部局へ赴き関係者から事業の報告を聴取し、重要な書類の回付を受け、業務及び財産の状況を調査しました。また、本学の関係者及び会計監査人から報告及び説明を受け、事業報告書及び財務諸表等について監査をしました。

2. 監査の結果

2. 1 業務監査の結果

法令及び本学の事業計画等に基づき運営されており、事業に重大な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為はないものと認めます。

2. 2 会計監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 財務諸表等は必要な事項を正しく示しているものと認めます。

以 上